

## 特定任意講習について

免許証の更新を受けようとする者は、道路交通法第101条の3の規定により、更新時講習を受けなければならないとされていますが、更新期間が満了する日前6ヶ月以内に道路交通法第108条の2第2項の規定による講習を終了した者は、更新時講習が免除されるという除外規定があります。

特定任意講習は、この道路交通法第108条の2第2項の規定による講習で、講習規則第1条の基準に適合するものです。この講習の対象者は、地域、職域、生活環境等に照らし自動車又は原動機付き自転車の運転に関し、ほぼ共通の条件下にあると認められる者（70歳未満の者に限る。）を対象としています。

三重県交通安全協会では、三重県公安委員会から「特定任意講習」実施の業務委託を受けており、下に掲げる「特定任意講習実施地区一覧表」のとおり各地区で実施しております。

- 講習時間は2時間、講習手数料は1,350円です。
- 特定任意講習の有効期間は6ヶ月です。有効期間中に免許更新する場合は更新時講習が免除され、更新手続きが適正検査のみと短時間で終了します。
- 受講を希望される方は、地元の交通安全協会にお申し込みください。  
なお、講習時間・場所等に変更がある場合がありますので、詳しくはお申し込みの際にお尋ねください。

## 特定任意講習実施地区一覧表

平成28年9月16日現在

地区名	講習場所	講習回数等	実施日時等
いなべ地区 交通安全協会	いなべ警察署	偶数月毎に1回 (年6回)	第2金曜日 18:00
四日市西地区 交通安全協会	四日市西警察署	奇数月 (年6回)	第2土曜日 10:00
大台地区 交通安全協会	大台町B&G海洋センター	不定期	土・日・祝日 9:30
	錦老人福祉センター		
熊野地区 交通安全協会	熊野警察署	概ね2ヶ月に1回	概ね第2日曜日 9:30
紀宝地区 交通安全協会	紀宝警察署	偶数月	水曜日19:00
		奇数月	日曜日10:00
伊賀地区 交通安全協会	伊賀市ゆめぼりすセンター	3月・9月 (年2回)	土曜日
名張地区 交通安全協会	名張警察署	6月・12月 (年2回)	日曜日 9:30